

第1 目的

この要領は、道内空港国際航空便受入機能強化事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第16条の規定に基づき、補助金の補助対象経費等の取扱について定めるものとする。

第2 空港人材教育に係る補助対象経費

- 1 交付要綱第4条第1項に規定する補助の対象となる教育とは、入社後教育、業務座学教育及びOJT研修並びに見習いとしての業務執行をいう。ただし、海外人材の場合にあって、これらの標準的な教育に加えて、別に語学研修その他の海外人材にとって日本国内で空港地上支援業務を行うために必要な教育を行う場合には、当該教育も含むものとする。
- 2 交付要綱第4条第1項に規定する補助の対象となる教育に係る期間は、3箇月（海外人材にあって、1に掲げる語学研修その他の海外人材にとって日本国内で空港地上支援業務を行うために必要な教育を要する場合には、6箇月）とする。ただし、教育の対象となる者の経験、実績等に鑑みて、これらの期間を要さないものと認められる場合は、この限りでない。
- 3 交付要綱第4条第1項の知事が別に定める経費は、次に掲げる経費とする。
 - (1) 海外で面接を行うための経費
 - (2) 海外人材を来道させるための経費
 - (3) 語学研修その他の海外人材にとって日本国内で空港地上支援業務を行うために必要な教育に要する経費
- 4 交付要綱第4条第2項に規定する純増数は、補助事業者が本年度において新たに採用したグランドハンドリング要員の総数から同年度において退職したグランドハンドリング要員の総数を差し引いた数をいう。この場合において、新たに採用したグランドハンドリング要員の総数には人事異動等により加わった数を、退職したグランドハンドリング要員の総数には人事異動等により除かれた数を含めるものとする。